主 文

原判決中被告人らに関する部分を破棄する。 被告人A1を懲役四年以上六年以下に、 被告人A2を懲役四年に、 被告人A3を懲役三年六月に 各処する。

原審の未決勾留日数のうち、被告人A1、同A2に対し各一三九日を、被告人A3に対し八三日を右の各本刑に算入する。

原審の訴訟費用のうち、証人B1、同B2、同B3に支給した分は被告人A1、同A2、同A3の原審相被告人B4、同B5との連帯負担、証人B6に支給した分は被告人A1、同A2、同A3の原審相被告人B5との連帯負担、証人B7に支給した分は被告人A1、同A2、同A3の連帯負担、証人B8に支給した分は被告人A1、同A2の連帯負担とし、

当審の訴訟費用のうち、証人B9、同B10に支給した分は被告人A 1、同A2の連帯負担、証人B11に支給した分は被告人A2、同A3の連帯負担 とする。

理 由

控訴の趣意は、検察官小林康人の、弁護人大根田毅熙、同新江正連名の各控訴趣 意書のとおりである。

(一) 弁護人の被告人A1、同A2についての事実誤認の所論、すなわち原判示C警察官派出所に設置された爆発物には、起爆装置を構成するスイツチ機構である時計の時ゼンマイまきカギのアームが電気雷管につながる脚線の心線に接触していなかつたという物理的不連続があり、かつ時計の金属部分から出ている線が電気雷管および電池とつながる他の脚線と結合されていなかつたという不備があつたため、その爆発物が設置されたからといつて、爆発すべき状態におかれたもの、使用されたものとはいえない、したがつて原判示第三の二、第五の二の認定には誤りがあるという主張について。

所論の点について、原判決が「爆発の可能性について」の見出しのもとに「C警 察官派出所事件」と題し〈要旨第一〉説示するところは相当であるが、若干補足する。同派出所に設置された爆発物をみると、それはまほうびんと〈/要旨第一〉その上 部に文字盤を下にしておかれた目覚まし時計からなつており、まほうびんのなかに は、電気雷管の埋めこまれた約八九・六グラムのダイナマイト入りの管びんおよび 電気雷管から出て上方にのびる白脚線と黒脚線ならびに白脚線に接続された積層電 池一個が収容されていた。そして両脚線はまほうびんの上部の穴から外に引き出さ れ、黒脚線の先端の被覆のとれた心線が時計の裏側の時ゼンマイまきカギのそばに たばねておかれ、その下には絶縁のためのビニールテープが敷かれ、これに時計の 経時につれてゆつくり逆回転(右回転)する時ゼンマイまきカギがくいこんでいた が、白脚線はそのまま上方にのびていた。またまほうびんおよび時計は包装紙に包 まれていたが、白脚線はさらにその外にのび、先端は約一センチメートルにわたり 被覆のとれた心線となり、他方時計内部の機械部分につながれたコードが右の包装 の外にのび、先端は約一・六センチメートルにわたり被覆のとれた心線となつていた。そしてこれらが一ハリツトル入りの空かんに斜めに納められていたのである。 以上の構造に徴すると、電気雷管に接続する白脚線の先端の心線と時計内部の機械部分につながれたコードの先端の心線とが結ばれた状況のもとで、時ゼンマイまきカギが移動し電気雷管に接続する黒脚線の先端の心線に触れてスイツチ的機能が働 くことにより雷管を起爆させる装置であつたと考えられる。このように本件爆発物 は、時限式に爆発しうるようにつくられており、その構造・機能に別段不合理な点 はなく、ただちに爆発物として使用できる程度に完成されていたものである。した これが不発に終つた原因は、白脚線の先端の心線とコードの先端の心線が 結ばれていなかつたこと、および、時ゼンマイまきカギが黒脚線の先端の心線と接触するにいたらなかつたことにあると推認される。これらの点については別段争いがあるわけでなく、関係証拠上も疑いがない。しかし白脚線の先端の心線とコードの先端の心線を結着することは設置にさいしても容易にできることで、爆弾製造の 経験をもつB1がすでに結着されていたと勘ちがいしていて設置にあたり改めて点 検しなかつたものと思われる。ただ結着されていなくても、両心線が電気の良導体 である一八リツトル入りの空かんに接触することによりあるいは白脚線の先端の心 線が時計の金属部分に触れることにより電気回路を生じて雷管を起爆させることは 可能であつた。鑑定人B7の実験によれば、白脚線の先端の心線とコードの先端の

たがつて使用されたものと認めるに十分である。各論旨は理由がない。 (二) 弁護人の被告人A2、同A3についての事実誤認の所論、すなわち原判 示D百貨店に設置された爆発物については、起爆装置であるタイムスイツチ付時計 のマイクロスイツチのレバーひいてはそのプツシユボタンが動かず、それが作動してオンになり雷管に電流を通じて起爆することがなかつたから、それが設置された、B1が警察等公の機関に対する攻撃を目的としながら、百貨店に爆発物を設し深夜の爆発を期待したというのは特殊な意外なことであつて、同人に真実爆発したる意思があつたかどうか疑わしい、むしろ同人は被告人A3に自己の指導である。 せる意思があつたかどうか疑わしい、むしろ同人は被告人A3に自己の指導である。 であったがどうか疑わしい、むしろ同人は被告人A3に自己の指導である。 であったがある、したがの原判を示して、同名がB1による爆発物の使用を幇助した旨の認定には誤りがあるという主張について。

まず、所論前段の爆発物の使用の点について、原判決が「爆発の可能性につい て」の見出しのもとに「福田〈要旨第二〉屋百貨店事件」と題し説示するところは相 当であるが、若干補足する。同百貨店に設置され爆発しないまま押</要旨第二 れた爆発物は包装紙に包まれ麻紐で十文字に縛られていたが、それは円筒ののりか んとその上部に文子盤を下にしておかれたタイムスイツチ付時計からなつていて、 そののりかんのなかには、電気雷管の埋めこまれた約二〇〇・七グラムのダイナマ イト入りの試薬びんおよびその雷管から出て上方にのびる白脚線と黒脚線ならびに 白脚線に接続された積層電池二個が納められ、両脚線はのりかんの上部の穴から外 に引き出され、それぞれの先端が時計のマイクロスイツチのターミナル部分にハンダにより接続されており、時計のマイクロスイツチはスイツチ作動レバーがあげバネのカギ部分にかけられてプツシュボタンを押した状態すなわちスイツチ的にオフ の状態にあつたのである。その構造からみて、本件爆発物は、右のようにマイクロスイツチをオフの状態にし、時計の目安針によつてある時刻を設定しておくと、短 針が目安針と重なりあつたとき、スイツチ作動レバーがあげバネのカギ部分からは ずれてプツシュボタンがとび出した状態すなわちスイツチ的にオンの状態になり 電流の回路を生じて雷管を起爆するという機能を利用した時限式のものと推認される(もつとも、押収後検査したところによると、短針はなく、目安針は破損していて、爆発時刻としてなん時が想定されたかは明らかでない)。これらの点については別段争いがなく、関係証拠に照らしても疑いがない。ところで、電池は大震なない。 電気雷管を起爆することが可能であり、配線関係にも誤りや接続不良はなく クロスイツチは正常に作動し、その接点が作動すれば雷管に電気が流れる状況にあ つたのであつて、本件爆発物は、ただちに使用できるよう完成されていたものと認 められる(B7の昭和四九年四月一〇日付、同年六月二八日付各鑑定書、同人の原 審での供述等)。本件爆発物を製造したB1が製造にさいして時計の動くのを確かめたことがあること(検察官に対するA2の昭和四九年三月一九日付、A3の同月 二二日付各供述調書)からみると、その製造当時時計は動いていたと考えられるが、なんらかの障害で時計のとまつたのがその爆発物の不発の原因である公算が大きい。時計が動いているかどうかは爆発物の設置のさいにも点検することができる。 から、それがとまつたのはB1の操作の誤りによると解される。しかしかような場 合でも、なにびとかが本件爆発物に触れることによつて時計が動き出す結果または マイクロスイツチに触れることによつてそれが作動する結果爆発することが考えら れる。これらの事情に徴すると、本件爆発物は原判示の方法で設置されることによ

つて爆発することの高度の危険な状態におかれたもの、したがつて使用されたもの と認めるに十分である。

つぎに、右に述べたような本件爆発物の構造・機能、これを警察学校に、ついで 栃木県庁に設置しようとして人通りなどのために果たさず、勢いのおもむくままD 百貨店に設置するにいたつた経過、B1がかねて暴力革命の必要性を強調しその実 現に熱意を傾けていたこと(A2、A3の検察官に対する各供述調書等)などに照 らせば、本件当時B1に爆発物を爆発させて公共の安全等を害しようとする意図の あつたことは明らかである。

被告人両名がB1による本件爆発物の設置・使用についての共謀共同正犯の刑責を免れないことは後述するとおりである。各論旨は理由がない。

と認められる(なお、次項末尾参照)。論旨は理由がない。 (四) 検察官の被告人A2、同A3についての事実誤認の所論、すなわち被告 人両名はB1らとそれぞれ爆発物を設置して使用することを内容とする共謀をし、 いずれの場合も全体的にみればB1らと各実行行為をともにした共同正犯というこ とができる。したがつてこれを従犯とした原判示第五、第六の認定には誤りがある という主張について。

結論をさきにいえば、A2はB1およびA1と原判示E警察官派出所、C警察官派出所、栃木県庁、真岡警察署および同警察署独身寮「F」に対する爆発物の設

置・使用を共謀し、真岡警察署に対する設置の場合にはB1らと殺意をも相通じ、A2、A3はB1と原判示D百貨店に対する爆発物の設置・使用を共謀し、それぞれほぼ一体となつてその実行にあたつたもので、いずれもその関係した犯行につき共同正犯としての責任を免れることはできないと考えられる。その理由を詳説する。

まず、被告人らの検察官に対する各供述調書(証拠とすることの同意があり、それぞれの内容には相互に矛盾がなく、他の関係証拠に照らしても疑問をいれる余地はないと思われる。これに反する被告人らの原審での各供述部分は信用できない)等に徴すれば、それぞれ以下のような事実が認められる。

(1) 被告人A2について。

(イ) E警察官派出所事件(原判示第五の一)

当時高校三年生であつたA2は、学友A1に誘われて学友B1に近ずき、同人から社会や政治を批判する話しをきかされたり、デモへの参加を勧誘されたりした。また昭和四九年一月末ころにはB1から「警察は敵だから殺してもいいんだ」などといわれたこともあつた。さらに、そのころB1から「五万円やるから危険な物を運んでくれ」といわれ、硫酸あるいは火薬のことかと思いながらもこれを承諾したが、結局とりやめになつた。なお同年二月九日か一〇日にA1とともにB1方へ遊びに行つたさい、B1から「今度の休みに爆弾の威力の実験をやるから見にこない、といわれたこともあって、B1が爆弾をも取り扱っていることを知った

か」といわれたこともあつて、B1が爆弾をも取り扱つていることを知つた。 同月一一日午後六時三〇分ころA1から「B1がすぐきてくれ」といつている旨 の電話をうけ、間もなくやつてきたA1を自分の自動車にのせてB1方へ向け出発したが、車中でA1から「B1が二月一〇日Eの交番に仕かけて不発に終つた爆弾 を回収して新しい爆弾をその交番へ仕かけるからこいといつている。運転する予定 のB5がこないから君に頼む。手伝えば、B1から金がもらえる」旨の話しをき き、B1が金をくれるというし、親友のA1が爆弾を仕かけるというのならそれでもよいなと思つた。午後七時ころB1方へ着くと、同人は玄関で爆弾をつくつていた。ダイナマイト、雷管などでつくられたと思つた。間もなく爆弾をいれた買物袋 をもつたB1とA1を自分の車にのせ、午後七時二〇分ころ出発した。そのさいB1から「これからEの交番へ爆弾を仕かけに行く」「A2には車のガソリン代とし て二万円やる」という趣旨のことをいわれ、いよいよ爆弾を仕かけに行くのだなと思つて緊張した。B1が「おれがこれを仕かけるから、A1がさきに仕かけた分を 回収してこい」といつた。E警察官派出所のそばを通つて様子をみたのち、そこか ら約五五〇メートルはなれたGの近くにあるH会議所の有料駐車場に駐車した。車 中でB1が買物袋から白いバツグを取り出し、膝の上でそのなかの爆弾の整備をし たが、そのさい車内のあかりをつけてやつた。B1は爆弾のなかに線を押しこんだ り、チリ紙を丸めていれたりしたが、「金具をねじるとドカンと爆発する」「二本 の線をつなぐからな。爆発したら車一台くらいふつとんでしまう」などといった。 B1が爆弾のはいつたバッグを買物袋にいれて、皆で車をおりた。自分で駐車料 〇〇円を支払つた。三人が徒歩でE警察官派出所へ向かつたが、その途中でB1が 「警察官なんか人間でない。可愛想だなという感情を捨てなければ駄目だ」などといった。B1とA1がやるという以上、一緒に警察官を殺したつてよいという気持 になつた。I百貨店の東口から西口へ向かうとき、B1が「おれは新しい爆弾を仕 かけるから、A1はきのう仕かけた爆弾をとつてきてくれ」といつた。三人で派出 所のそばを通つたが、時間が早いというので近くの喫茶店へはいつてコーヒーを飲 み、自分で三人分の代金を払つた。午後九時ころ日1が派出所の様子をみようとい うので、三人で喫茶店を出て派出所の向かいがわにあるレストランの階段を上がつ て同所周辺の状況を確かめてから、B1が「怪しまれるとまずいからお前ら二人は あつちへ行つていてくれ」といつて派出所へ赴いたので、A1と二人で同所から約 四〇メートルはなれたI百貨店のエレベーター入口付近へ行つて待つた。もどつて きたB1が「爆弾は派出所のそばの自転車に仕かけてきた」といい、さきに仕かけた爆弾を回収してきていた。この間、車の運転にともなう金の魅力があつたのはもちろんであるが、爆弾が爆発すれば交番などがふつとび、警察官などが死傷することもありうるし、爆弾のことが新聞などにのつて大騒ぎになるだろうが、それでも かまわないという気持だった。

(ロ) C警察官派出所事件(原判示第五の二)

右のように昭和四九年二月一一日夜E警察官派出所に爆発物を設置した直後、A2、B1、A1の三人が教会の構内で回収した爆弾を点検してから駐車場に駐車してあつた自動車にのつたとき、B1が回収爆弾をさらにみたいというので、車内の

ライトをつけてやつた。その爆弾は筒と時計からなり、それぞれから二本の線が出 ていた。B1が時計の裏をいじつているとき、車のダツシユボードの物入れから白ビニールテープを取り出して渡してやつたこともある。このようにして自分の運転 でB1方への帰途についたが、その途中B1から「回収した爆弾をつくりなおし、 別の交番へ仕かけよう」「今夜中にどこかの交番を爆破して新聞にのるようにでも しなければ、組織の上の人に殺されるかもしれない」「J工業団地の交番へこれを 仕かけて爆破しよう。ガソリン代を出すから手伝つてくれ」などといわれ、同日午後一〇時ころB1方へ着くころには、一緒に工業団地内の交番へ爆弾を仕かけようという気持になつていた。B1方へ着いてから、同人が回収した爆弾を玄関のテーブルの上におき、「近くの田んぼで爆弾の威力をためしてみたがものすごい爆風で 電池やブリかんはこんなにバラバラになつた」といいながら、上のほうがふつとん でいる乾電池を示したとき、相当の威力があるなと思つた。B1がその爆弾を修理 し、筒から二本の線を出して目覚まし時計の裏のネジの部分にとりつけるなどし た。午後一一時ころ爆弾の修理を終り、B1とA1を車にのせてJ工業団地のC警 察官派出所へ向かつた。その間B1が「今度は爆発するぞ」といつた。車で同派出所付近をまわつたのち、その東南約五〇〇メートルのところに停車し、いつたん三人で逃げ途をさがした。そのさい、B1から「発見されたとき追跡されると困るか ら交番の裏の車のタイヤの空気を抜いておいたほうがよい。空気はどうやつて抜く か。音がするか」と問われ、「ゆつくり抜けば音はしない」と答えた。なお、派出 所を二回もまわつていたので、怪しまれないよう車の初心者マークをはずし、 横の白線を隠すためテープをはつた。B1が爆発するところをみせてやるから一緒にこいというので、三人が徒歩で派出所へ向かい、団地内の同派出所をふくむ一区 画(K工場)の派出所東南約三四七メートルの金網をのりこえてなかにはいり、派出所の東南約一六三メートルのところまで進んだとき、B1に「おれひとりで仕かけてくる。君たちは車で待つていてくれ」といわれ、A1と二人で車にもどつた。 二日午前零時三〇分ころB1が車のところへもどつてきて、「午前一時三〇分 ころ爆発するように、交代のものが寝ている派出所の部屋の外の壁の下に仕かけ た」といった。車で帰る途中B1とA1をおろし、いったん自宅へ帰ってからオートバイでA1方へ行き、トランジスターラジオをかけて爆発の報道をまった。午前六時ころ起きて新聞配達をしていたさい、B1にあって「爆発しなかったようだ な」といつた。しかし新聞にのつたEやCの交番に爆弾が仕かけられた記事をみ て、大騒ぎになつていることがわかつた。さきにB5から「B1がその家の前の田んぼで爆弾の実験をするのをみたが、ものすごい音がし、おつかなかつた」旨の話 しをきいてもいた。

栃木県庁事件(原判示第五の三) (11)

(ハ) 伽木県庁事件(原刊示用五の二) 昭和四九年二月一六日学校へ行くとき、A1にD百貨店へ爆弾を仕かけた話しを した。A1が遊びに行こうというので、午後一時三〇分ころ車でA1方へ行き、午 後二時ころ二人でB1方へ赴いた。そして、三人でD百貨店をみに行つたが、異常 はないようだつた。午後二時三〇分ころB1方へもどつたが、そのさいB1に「今 晩警察学校へ爆弾を仕かけるから午後六時ころこいよ」といわれ、一緒に仕かけよ うという気持になつた。A1と二人でドライブをしたのち、同人に「B1が近く真 岡警察署やその寮に爆弾を仕かける話しをしたな」というと、A1から「今晩も一緒に仕かけに行こう」と誘われた。同人からは「ガソリン代はB1にもらうように してやる」などともいわれた。午後六時三〇分ころA1とともにB1方へもどつた。その玄関で、B1が爆弾を製造中であつた。同人に「ガソリン代をなんとかし てくれ」というと、「組織からやつと金がきた。わけるため今計算中だ」というこ とであった。B1はブリキかんのなかにダイナマイトのはいったかん、雷管、釘な どをつめ、ブリキかんを麻紐で十文字にしばりながら、「ふたをあけると爆発する んだ」といつた。紐をかけたふたが自然にあくようにするため、紐を焼き切るため の硝酸も準備されていた。B 1 が真岡警察署等へ仕かけるトランジスターラジオの 爆弾二個(スイツチをいれると爆発するもの)をふくめた爆弾三個をもち、二人を 車にのせて警察学校へ向かい、そこを一巡したのち、B 1 が車からおりて麻紐に硝 酸をかけようとしたが、他の車が通りすぎてまずいというのでやめた。警察学校は まずいから栃木県庁へ仕かけようということになり、県庁東入口からはいつて庁舎 東側に停車した。午後九時三〇分ころB1が「仕かけてくるからここにいろ」とい つて爆弾をもつて正面玄関のほうへ行つたので、A1とともに車をおりて人の気配 をうかがつた。仕かけてもどつてきたB1は「今の爆弾が一番威力が強い。一〇メ - トル四方の人がふつとぶだろう」などといつた。

まずA3は当時高校生であつて、昭和四九年二月一三日級友であつたB1、 1、A2が協力して爆弾を仕かけたことを知り、自己が仲間はずれにされたと思 い、B1から「君は半分しか信用できない男だ」などといわれたこともあつて、仲間内での地位を回復しようと考え、B1などに協力する気持になつた。同月一五日 朝学校でB1からMの交番を爆破したいという話しをきいたさい、M駐在所付近の地図を黒板に書いて教えてやつた。そしてその後A2に「B1はMの交番を狙つている。付近に自分のオートバイがおいてあるが、どうするかな」などといつた。授業が終つてから、A2はB1に「車で学校まで迎えにきてくれ。A3も待つている から」といわれ、午後一時ころ車で学校へ迎えに行き、B1と制服姿のA3をのせ てB1方の玄関へ赴いた。そこで、B1は薬びんに白い脂肪のかたまりのようなダ イナマイトをいれ、電気雷管、釘、置時計などを用いて爆弾をつくつた。すなわち 茶筒のようなものにダイナマイトをつめたびんを逆さにいれ、威力を増すため釘を ぎつしりつめ、電気雷管や電池を結ぶ線をつなぎ、茶筒の上に置時計を裏返しにおいて、全部を包装紙で包み、それを紐でしばつたうえ、カーネーションニ、三本と葉つぱで偽装した。そのさい、A2やA3は、ハンダ付けにあたつては電池や電線をもってやったり、包装紙でくるむにあたってはセロハンテープをはつてやった。 り、麻紐で結んでやつたりした。午後三時ころ、B1が右の爆発物をもち、A2の運転で三人してB1方を出発し、同人が警察学校へ仕かけるかというのを了承してそこへ赴いたが、学生などの姿が多くここは適当でないというので栃木県庁へ仕か けることになり、その東門近くの駐車場に停車し、B1がひとりで仕かけてくるといって出かけた。A3も一緒に行きたかったが、学生服を着ていたので、B1にま かせた。しかし、まだ明るく、職員がいて都合がよくないということになつたが、 B1に「D百貨店に仕かけるか」といわれて、A2もA3も賛成した。二人とも爆発して建物などをふきとばしたり人を死傷させたりして大騒ぎになるならどこでも いいという気持だつた。そこでA2が運転してD百貨店前の道路を隔てた地下道入 口近くに停車したところ、爆弾を仕かける箇所につきB1とA3が相談して、A2がこれを了解し、B1が「おれひとりで行つてくる。五時三〇分ころまでに帰るから車を百貨店前へまわしておいてくれ」といいながら、午後五時一〇分ころ買物袋入りの爆弾をさげて車をおり、同百貨店に通じる地下道へはいつて行つた。A2とA3はカーステレオを買つたりしたのち、車を再び同百貨店前へつけて、午後五時 三〇分すぎB1をのせたが、同人は「D百貨店の便所の上の天井裏に仕かけてき た」「爆発の時は一〇時間後にあわせてきた」などといつた。翌朝A2もA3も爆 発のニュースのあることを期待したが、なにもなかつた。

以上の状況に徴すれば、いずれの犯行においても終始B1が主導的役割りを演んじたことおよびA2やA3が爆弾の設置自体に関与しなかつたことは事実である。

(五) 検察官の被告人らに関する量刑不当の所論について。

本件は、一か月の間に、A1がB1ほかー名と共謀のうえ爆発物を所持し、A1がB1に大A1がB1にからえ爆発物を所持と地域を所持と地域では、A2がB1と共謀のうえを殺害するおそれが多くない。そのうちーは人を殺害するおが、B1とは、基準を使用したという事案であるが、その動機が無謀で、行動が記したと、一部の犯行注と、一部の犯行注と、一部の犯行注にもならを表してあると、社会・人心に多大の不安・衝撃を与えたこと、一部の犯行注にあると、社会・人心に多大の不安・衝撃を与えたはなら省の犯行注にあると、社会・人心に多大の不安・衝撃を与えたは、一部の犯行注にあると、社会・人心に多大の不安・人心に多なを与えたがが出たががは、大きないに多くないは、というと、の情には、A2は対するの社会人としてよりは、B1に対する分は、A2は対きると、対するの行為を共同に犯と認めざるをえない以上、やはり軽するの行為を共同に犯と認めざるをえないより、A2は対するの行為を共同に犯と認めざるを表しても、同人らの行為を共同に犯といる。を持ちると、対するの行為を共同に犯といる。を持ちると、対するの行為を共同に対するの行為を共同に対するの行為を共同に対する。を持ちると、対するの行為を共同に対するの行為を共同に対するの行為を共同に対するの行為を共同に対するの行為を共同に対するの行為を共同に対するの行為を共同に対するの行為を共同に対するの行為を共同に対するの行為を共同に対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのでは、A2は対するのではないるのではないないるのではないないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではな

そこで、被告人A1については刑訴法三九七条一項、三八一条、被告人A2、同A3については同法三九七条一項、三八一条、三八二条により原判決中被告人らに関する部分を破棄し、同法四〇〇条但書に従いさらにつぎのとおり判決する。

(罪となるべき事実)

被告人A1について。

原判決が原判示第二の爆発物の所持として、第三の各爆発物の設置・使用として 判示するところである(ただ、第三の分については、共犯者として被告人A2が加わることはもちろんである)。

被告人A2について。

被告人A2は、B1和彦、被告人A1と共謀のうえ、治安を妨げ、人の身体・財産を害する目的をもつて、

- 一 昭和四九年二月一一日午後九時ころ、栃木県宇都宮市 a 町 b 番 c 号宇都宮中央警察署 E 警察官派出所裏側においてあつた自転車前部のかごのなかに、ダイナマイト約一八一・三グラムをNかんに充てんし、これに電気雷管、乾電池等を組みあわせた起爆装置をとりつけ、これを釘などとともにビニール製手提かばんに収容して、そのかばんの止め金を「開き」のほうへ動かすことにより爆発するようにつくられた爆発物一個を設置し、もつて爆発物を使用した。
- 二 同年二月一二日午前零時二〇分ころ、同市J工業団地一〇番地の一宇都宮東警察署C警察官派出所西南側休憩室窓の下に、ダイナマイト約八九・六グラムを管びんと称する試薬管に充てんし、これに電気雷管、乾電池等をとりつけ、これを釘などとともにまほうびんに収容し、この上に目覚まし時計をおき、雷管などと時計を結合して一定の時間の経過により爆発するようにつくられた時限式爆発物一個を設置し、もつて爆発物を使用した。

三 同年二月一六日午後九時三〇分ころ、同市d町e番地栃木県庁舎正門東側外壁の下に、ダイナマイト約三二八グラムを空きかんに充てんし、これに電気雷管、乾電池等を組みあわせた起爆装置をとりつけ、これらを釘などとともに金属製空き箱に収容して、空き箱のふたを開けることにより爆発するようにつくられた爆発物

一個を設置し、もつて爆発物を使用した。 四 警察官を殺害する意図をも相通じ、同年二月一七日午前五時五〇分ころ、同 県真岡市 f 町 g 番地の五真岡警察署西側車庫軒下に、ダイナマイトをトランジスタ -ラジオに充てんし、これに電気雷管、乾電池等を組みあわせた起爆装置をとりつ け、ラジオのスイツチを操作することにより爆発するようにつくられたラジオの外 観を有する爆発物一個を設置し、もつて爆発物を使用するとともに、同日午前八時 三〇分ころ、たまたま同警察署に出勤してきた警察官B8(二九歳)に右の爆発物をラジオと誤認のうえそのスイツチを操作させて爆発させたが、同人に対し加療一年以上を要する顔面挫滅創、左手関節切断、右手挫滅創、腹部・両大腿挫創、両眼球が傷等の傷害を包みせたにより、同じたが常士でによったが、 球外傷等の傷害を負わせたにとどまり、同人を殺害するにいたらなかつた。

五 同年二月一七日午前六時ころ、同市f町h番地真岡警察署独身寮「F」南東 側軒下に、ダイナマイト約九六・三グラムをトランジスターラジオに充てんし、こ れに電気雷管、乾電池等を組みあわせた起爆装置をとりつけ、ラジオのスイツチを 操作することにより爆発するようにつくられた爆発物一個を設置し、もつて爆発物

を使用した。

被告人A2、同A3について。

被告人A2、同A3は、B1と共謀のうえ、治安を妨げ、人の身体・財産を害する目的をもつて、同年二月一五日午後五時三〇分ころ、宇都宮市:町」番地株式会 社口百貨店五階男子用便所天井裏に、ダイナマイト約二〇〇・七グラムを試薬びん に充てんし、これに電気雷管、乾電池等を組みあわせた起爆装置をとりつけ、これ らを釘などとともにのりかんに収容し、この上にタイムスイツチ付時計をおき 管などと時計を結合して一定の時刻の到来により爆発するようにつくられた時限式 爆発物一個を設置し、もつて爆発物を使用した。

(証拠の標目) (省略)

(法令の適用)

罰条

被告人A1の原判示第二の爆発物の所持

刑法六〇条、爆発物取締罰則三条(懲役刑選択)

被告人らの各爆発物の使用

刑法六〇条、爆発物取締罰則一条(被告人A1の原判示第三の四、同A2の前 示四の分を除き、各有期懲役刑選択)

被告人A1の原判示第三の四、同A2の前示四の各殺人未遂

刑法六〇条、二〇三条、一九九条

科刑上一罪の処理

被告人A1の原判示第三の四、同A2の前示四の爆発物の使用と殺人未遂につ 刑法五四条一項前段、一〇条(重い爆発物取締罰則違反の罪の刑により、有期 懲役刑選択)

併合罪の加重

被告人A1、同A2につき、刑法四五条前段、四七条本文、一〇条、一四条 (もつとも重い被告人A1の原判示第三の四、同A2の前示四の罪の刑に法定の加 重

酌量減軽

刑法六六条、七一条、六八条三号

少年法の適用

原判示のとおり現に二〇歳に満たない少年である被告人A1につき、少年法五 条一項

未決勾留日数の算入

刑法二一条

訴訟費用の負担

刑訴法一八一条一項本文、一八二条

(裁判長裁判官 横川敏雄 裁判官 柏井康夫 裁判官 中西武夫)